

ファミリーホームと子どもの権利、家庭養育優先原則

「『真に』子どもにやさしい国を目指して」

九州ファミリーホーム協議会研究会2023熊本大会

2023年 11月 20 日

元厚生労働大臣 塩崎恭久

<目次>

1. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	2
2. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	7
3. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	13
4. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」	24
5. 家庭養育推進により、「タックス・ペイヤー」を育む	34
6. 課題を残した令和4年改正	40
7. 家庭養育推進施策の格段の強化が急務	48

<目次>

1. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	2
2. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	7
3. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	13
4. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」	24
5. 家庭養育推進により、「タックス・ペイヤー」を育む	34
6. 課題を残した令和4年改正	40
7. 家庭養育推進施策の格段の強化が急務	48

「要保護児童の社会的養育問題」との出会い

- 1990年代央：宇和島市の児童養護施設「みどり寮」・谷松豊繁理事長（全養協第6代会長）の導き
 - 「施設入所の子ども達の半数強は虐待が原因。」
- 「NAISグループ」勉強会 → 自民党内勉強会 → 自民党議連 → 超党派議連
- 2015年4月：「戦後の要保護児童福祉政策は、浮浪児対策（戦争孤児対策）の延長線上で来てしまった。」（衆・赤坂宿舎での勉強会）
 - ⇒ 「保護」から「養育」へ
 - ⇒ 「権利主体性」と「家庭養育原則」へ
- 2016年：「平成28年抜本改正後の日本の行うべきことは、施設への新規入所を原則停止すること。」
（英国バーナードス元CEO ロジャー・シングルトン卿）

愛着理論 (Attachment Theory)

- 「愛着は人間の赤子が生き延びるために必要不可欠なものである」
- 「愛着行動とは、子どもが不安な時に、親や身近にいる信頼できる人に訴え、甘え、安心しようとする行動」
- 「訴えや要求に対する応答が密な程、安定した愛着が形成され、小児期以降に安定した対人関係の礎となる。」

➡ 子どもの健全な発育は、特定の大人との愛着形成の下で実現。

英国の児童精神分析者ジョン・ボウルビィ(1907-1990)が提唱。

「子どもは生まれてから五歳ぐらいまでに、親や養育者とのあいだに愛着(強い絆)を形成し、これによって得られた安心感や信頼感を足がかりにしながら、周囲への世界へと関心を広げ、認知力や豊かな感情をはぐくんでいくという成長過程をたどります。」

出典: 友田明美著「子どもの脳を傷つける親たち」NHK出版新書

「生まれてから1歳半くらい、せいぜい2歳までが、愛着が成立する上でのタイムリミットである」

出典: 木下勝之 前日本産婦人科医会会長 愛媛県医師会における講演(2023年7月30日)資料

「逆境体験」と子どもの心身の発達課題

虐待は、 小児期逆境体験 (ACEs: Adverse Childhood Experiences) のひとつ

16

小児期逆境体験 (ACEs: Adverse Childhood Experiences) とは

- 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待
 - ネグレクト
 - 親との離別・死別
 - 家族の病気、家族の収監、家庭内の暴力
 - いじめを受ける
 - 被害者になること: 事件・事故、犯罪、災害など
 - 社会的に劣悪な情勢: 戦闘・戦争下、テロ、難民など
- このことで、これらは子どもの発達の順行を妨げる要因となる。

小児期の逆境体験が、後年どのような影響を与えるかの研究

ACEs Study (アメリカ疾病予防管理センター 2016)

18

- 1995年に始まり、現在も継続的に行われている追跡研究
 - 18歳までに逆境体験 (ACEs)
心理的虐待、身体的虐待、性的虐待、家庭内暴力、家庭内での薬物濫用、
家庭内の精神障害、親との離別や離婚、家族の収監
があると
- ① 精神疾患のリスクを高める: PTSD, 抑うつや不安障害, 精神病症状, 薬物乱用など
 - ② 知的な発達や学習能力へ影響する
 - ③ 慢性身体疾患のリスクを高める
- ★それらは逆境体験数に比例している

【出典】田中究: 児童青年精神医学とその近接領域 vol. 57 (2016)

虐待など逆境に育つ子ども達に起こる問題

17

- 発達に応じた、適切な養育を受けられない → 体も心も育たない。
- 乳幼児期: 保護され、世話をされ、アタッチメント(愛着)が育つ時期
- 学童期: 知的好奇心をもち、守られながらの活動・力試し・仲間関係の体験をする時期
- 思春期: 仲間関係の発展、心身機能の充実、アイデンティティ確立の時期
→ これらの発達課題をこなせない
- トラウマを負う
- 生涯にわたる心身の問題をもつ

虐待などの逆境に育つ子どもが示す症状

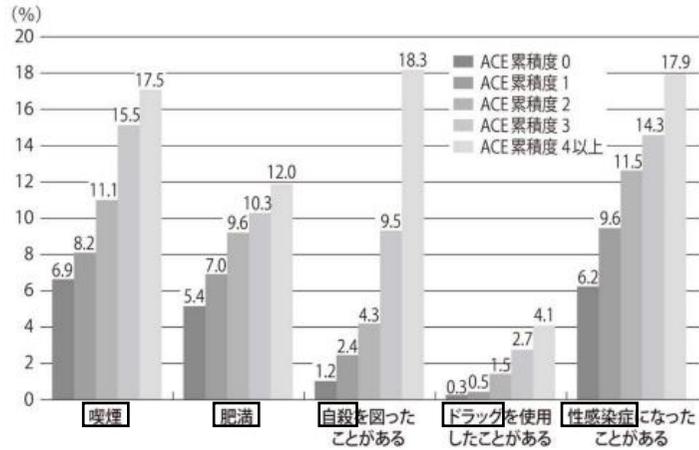
19

- 乳幼児期: 栄養不良、成長阻害、ことばの遅れ、夜尿・遺尿、便秘、食行動異常、アタッチメント(愛着)の障害、睡眠障害、多動など
 - 学童期: (上記に加え) 多動・衝動性、注意集中困難、学習の遅れ、不安・恐怖、解離、身体化、ルールに従えない、嘘をつく、給食をおさぼる、不潔、身なり不整、情緒不安定、自傷、不穏・興奮など
 - 思春期: (上記に加え) 情動コントロールができない、衝動行為、対人関係上の問題(相手に近づきすぎる・振り回す、人を信じられない、適切な助けを求められないなど)、うつ、希死念慮、自殺企図、依存症、非行・反社会的行動、PTSD、複雑性PTSDなど
- *症状は多岐にわたり、どの症状も虐待だけにみられるものはない。→ 専門的見たてを要する。
- *幼い頃の体験であっても、長期間にわたり、重大な症状が波のように繰り返される。→ 長期の治療が必要。

「幼児教育の経済学」 ("Giving Kids a Fair Chance)

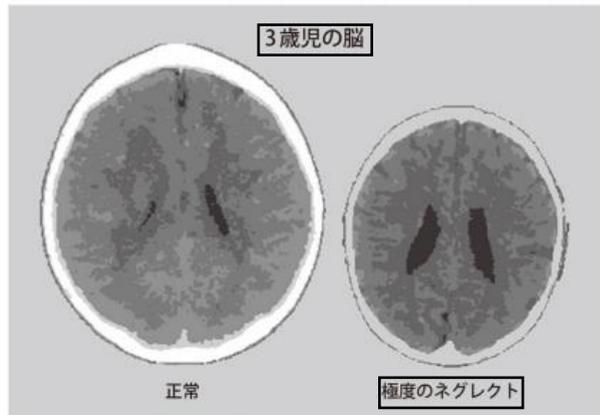
2000年ノーベル経済学賞受賞 経済学者
ジェームズ・ヘックマン 著

図2 逆境的小児期体験 (ACE) が成人後にもたらす健康問題



(出所) Robert Anda, "The Health and Social Impact of Growing Up With Alcohol Abuse and Related Adverse Childhood Experience: The Human and Economic Costs of the Status Quo." National Association for Children of Alcoholics, 2006.

図3 幼少期にネグレクトされた子供の脳の発達異常

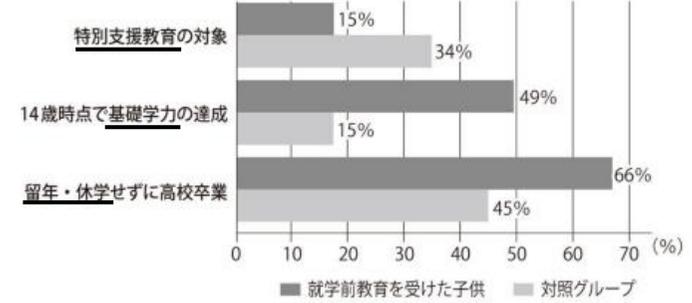


(注) 左は健康な3歳児の頭部スキャン画像で大きさは標準的。右は極度にネグレクトされて育った3歳児の頭部。脳の大きさが標準より著しく小さく、側脳室拡大と皮質の萎縮が見られる

(出所) B. D. Perry, "Childhood experience and the expression of genetic potential: what childhood neglect tells us about nature and nurture." *Brain and Mind* 3: 79-100, 2002.

図4.1 ベリー就学前プロジェクトの効果

教育的効果



40歳時点での経済効果

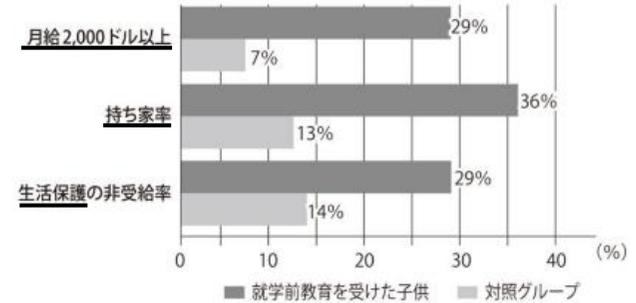
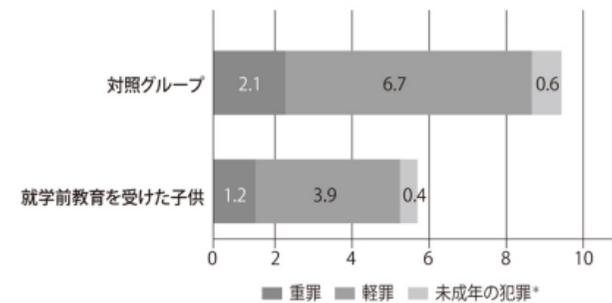


図4.2 40歳時点での逮捕者率



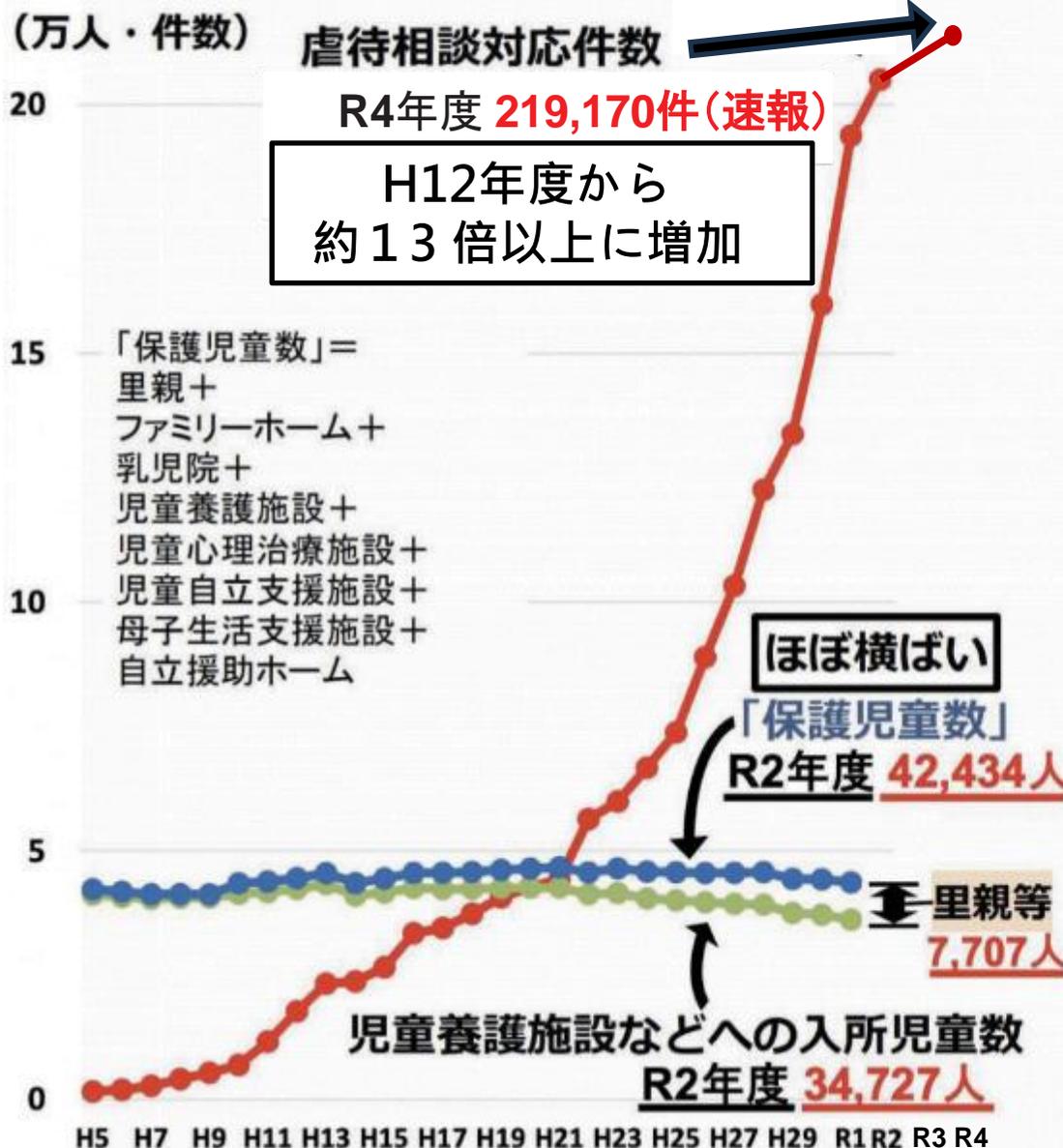
(出所) W. S. Barnett, "Benefit-Cost Analysis of Preschool Education." 2004.
*19歳未満の逮捕

<目次>

1. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	2
2. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	7
3. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	13
4. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」	24
5. 家庭養育推進により、「タックス・ペイヤー」を育む	34
6. 課題を残した令和4年改正	40
7. 家庭養育推進施策の格段の強化が急務	48

虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

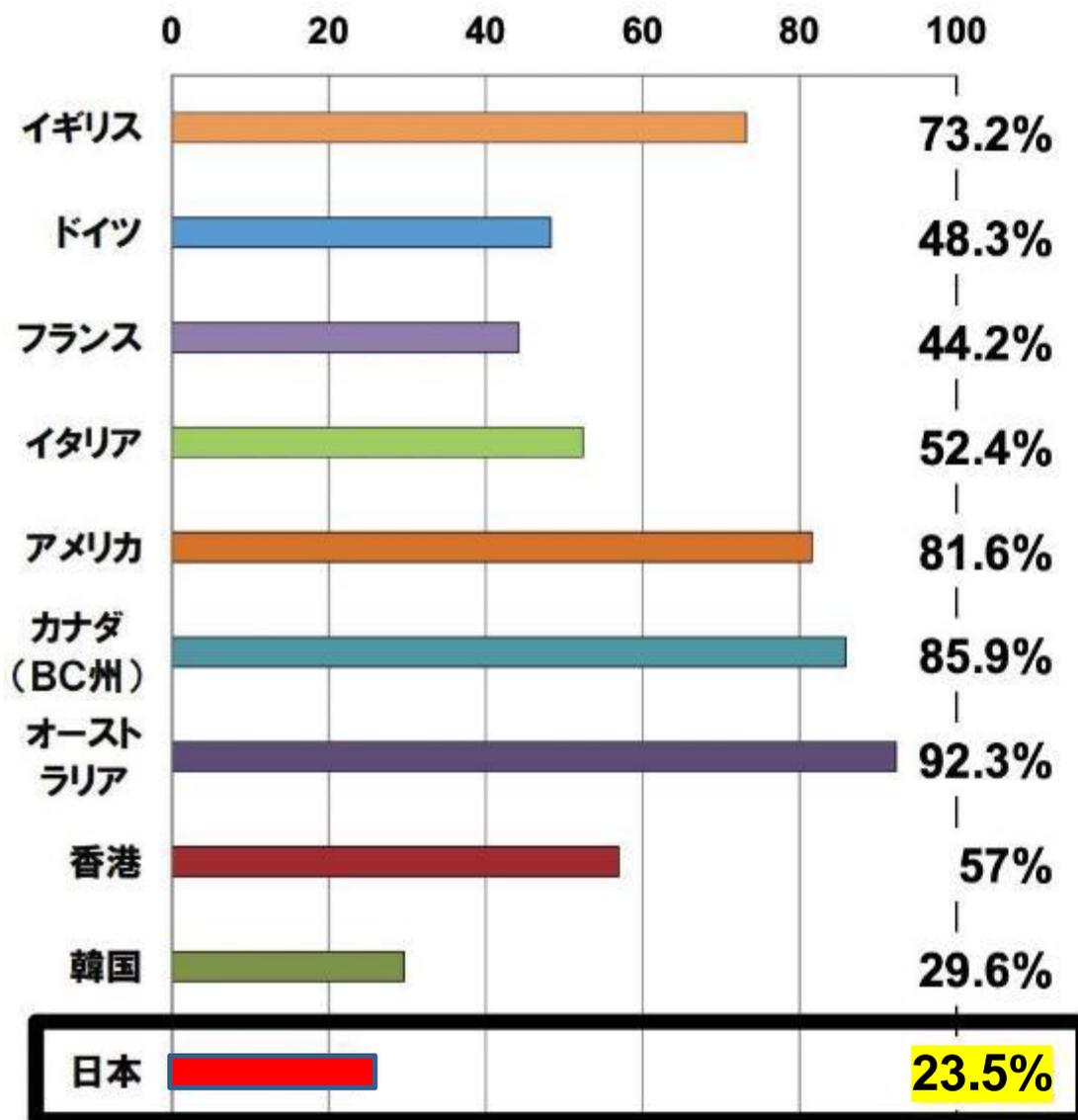


(出典) 厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

国名	児童人口 (千人)	保護 児童数 (千人)	児童人口 1万人当たり 保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ



(註) 2010年前後の値、日本のみ2022年3月末。

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口 (百万人)	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	127	711	0.56

(註) ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本：2019年 ※イギリスはイングランドとウェールズのみ。⁸
(出典) 厚生省資料より塩崎恭久事務所作成

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。← この数値は、単に「保護され、措置された児童数」に過ぎず、「社会的養育が必要な児童数」非ず！！

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)		
			15,607世帯	4,844世帯	<u>6,080人</u>			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人			
		専門里親	728世帯	168世帯	204人			
		養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人			
親族里親		631世帯	569世帯	819人				
						ホーム数	446か所	
						委託児童数	<u>1,718人</u>	

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	229か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,340人	4,441世帯	1,575人
現員	<u>2,351人</u>	<u>23,008人</u>	<u>1,343人</u>	<u>1,162人</u>	3,135世帯 <u>児童5,293人</u>	<u>818人</u>
職員総数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	874人

(出典)

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和4年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和3年10月1日現在)

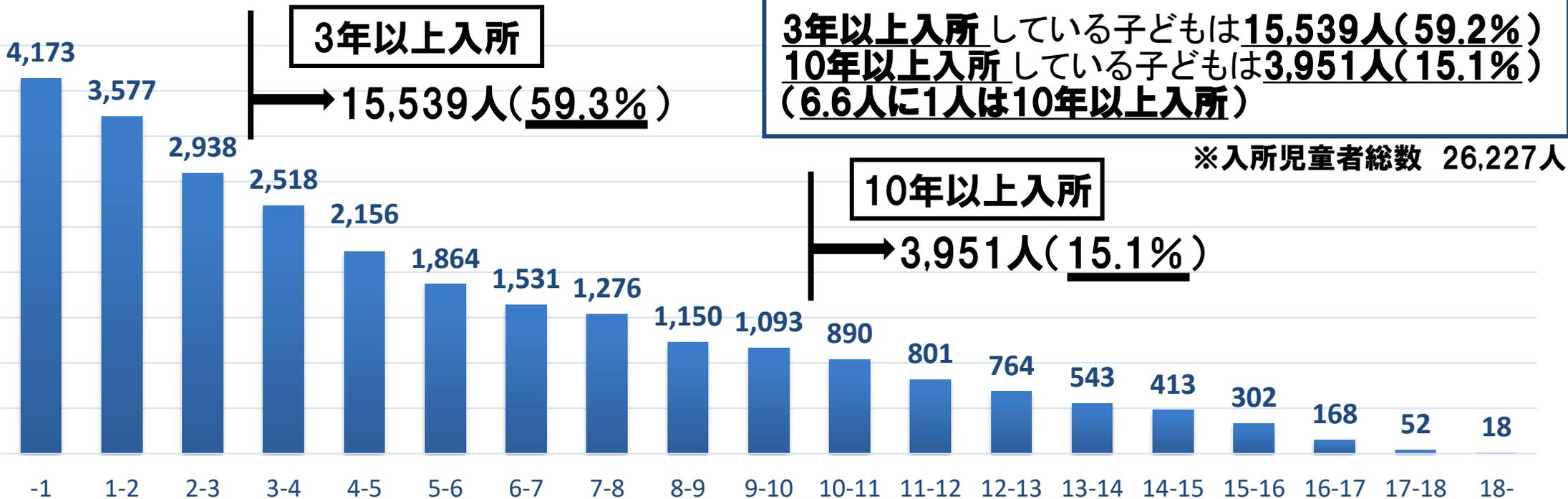
※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和3年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員、現員(令和4年3月31日現在)及び職員数(令和3年10月1日現在)は家庭福祉課調べ

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2197か所
地域小規模児童養護施設	527か所

長過ぎる児童養護施設の入所期間（2020年）



3年以上入所している子どもは**15,539人(59.2%)**
 10年以上入所している子どもは**3,951人(15.1%)**
 (6.6人に1人は10年以上入所)

少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」（令和3年10月1日現在）

〈入所児童数ベース〉

	入所児童 総数	敷地内施設				小規模かつ地域分散型施設 （「できる限り良好な家庭的環境」）		
		大舎等	「小規模グループケア」		分園型	地域小規模 児童養護施設		
			「本体施設内」	「別棟」				
人数	23,503	19,386	9,741	7,584	2,061	4,117	1,242	2,875
(構成比(%))	(100)	(82.5)	(41.4)	(32.3)	(8.8)	(17.5)	(5.3)	(12.2)

(出典) 厚生労働省子ども家庭局調べ (児童養護施設数 606か所)

都道府県市別の里親等委託率の差

70都道府県市別里親等委託率（令和3年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 23.5%

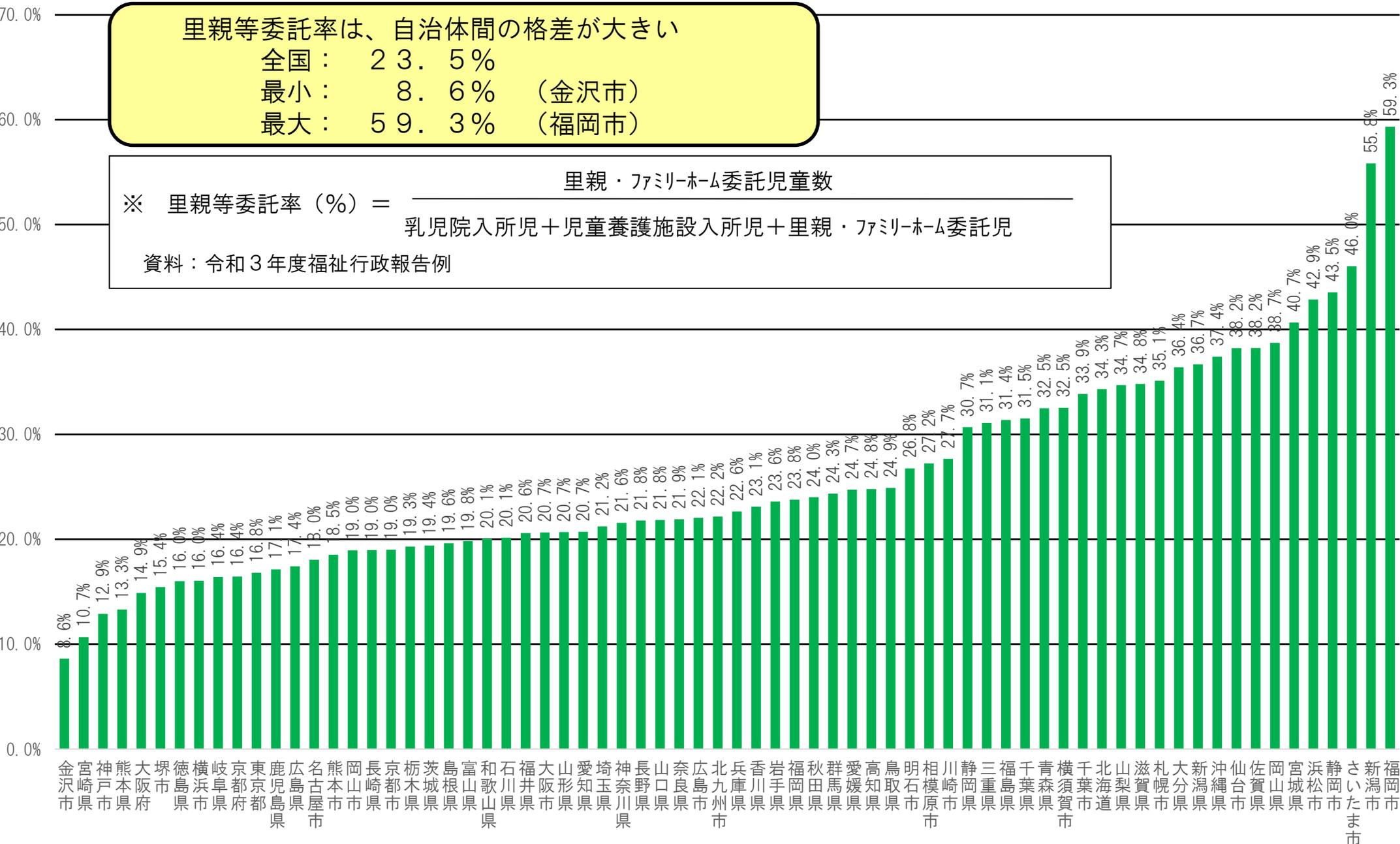
最小： 8.6%（金沢市）

最大： 59.3%（福岡市）

※ 里親等委託率（%） =

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$$

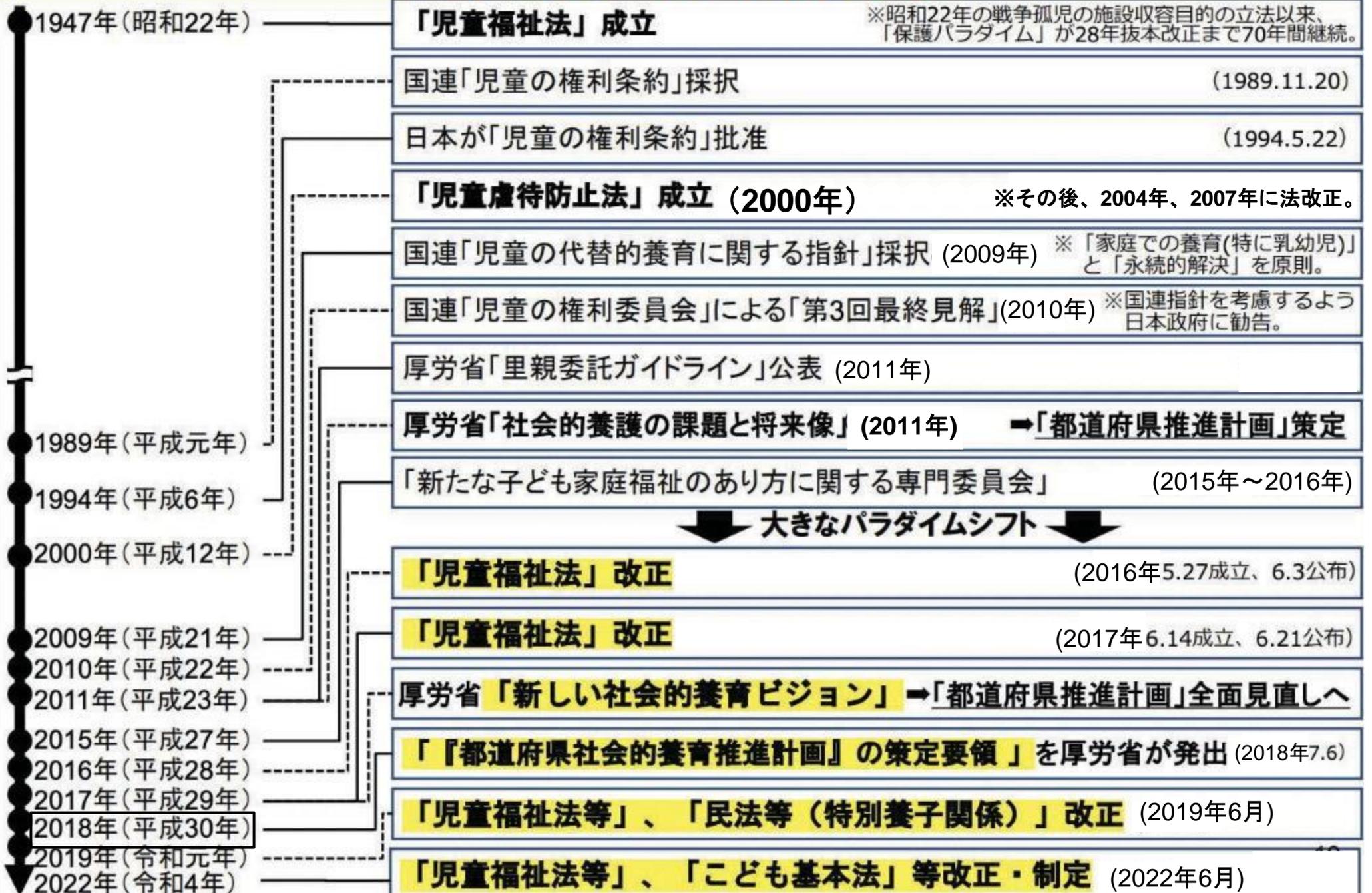
資料：令和3年度福祉行政報告例



<目次>

1. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	2
2. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	7
3. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	13
4. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」	24
5. 家庭養育推進により、「タックス・ペイヤー」を育む	34
6. 課題を残した令和4年改正	40
7. 家庭養育推進施策の格段の強化が急務	48

社会的養育関連政策の推移



2023年4月 「こども家庭庁」スタート

⇒こどもまんなか社会の実現、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護 14

「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文	改正後の条文
<p>第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。</p>	<p>第一条（子どもの権利） 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p> <p>第二条（子どもの最善の利益優先原則） 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第三条の二（家庭養育優先原則） 国及び地方公共団体は、児童が①家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が②家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が③できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>【参考】民法(明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正)(抄) (親権者) 第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。 (監護及び教育の権利義務) 第820条 <u>親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</u> 第822条 <u>親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。</u></p>	

社会的養育の形態と政府数値目標

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)

「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)

[家庭的養護] ・里親 ・ファミリーホーム	今後十数年をかけて 概ね 1/3
[できる限り家庭的な養育環境] ・小規模グループケア ・グループホーム	今後十数年をかけて 概ね 1/3
[施設養護] ・児童養護施設 ・乳児院等 (児童養護施設はすべて小規模ケア)	今後十数年をかけて 概ね 1/3

① [家庭] 実父母や親族等

② [家庭における養育環境と同様の養育環境]

里親委託率
3歳未満
それ以外の就学前
学童期以降

概ね **5年以内に75%以上**
概ね **7年以内に75%以上**
概ね **10年以内に50%以上**

特別養子縁組成立数

概ね**5年以内に年間1,000人以上、その後も増加**

③ [できる限り良好な家庭的環境]
小規模かつ地域分散型施設、まで

[施設の新たな役割]

施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。
高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

都道府県は国の目標を踏まえ、里親委託率の「数値目標」と「達成期限」を設定

4. 項目ごとの策定要領

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

(計画策定に当たっての留意点)

iii

○国においては、

「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。

○都道府県においては、

これまでの地域の実情は踏まえつつも、

① 子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び

② 上述した数値目標

を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。

なお、数値目標の設定は、(中略)、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○国としては、

必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

施設改革が進んでいない

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。 ○ しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。 ○ このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。
----	---

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}} \quad \text{令和4年3月末} \quad 23.5\%$$

都道府県社会的養育推進計画について（令和4年度末現在）

- 各都道府県等から提出された計画について里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等をレーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。（令和2年8月7日）
- その後、個別ヒアリング等を通じて、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施し、これらの結果を踏まえた数値目標や取組状況を反映したレーダーチャートを公表。（令和3年3月31日）
- さらに、都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託加速化プラン」の提出を求めている。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの ※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率 ※2は、全年齢合計の委託率

	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)		7年目 (R8年度末)		10年目 (R11年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.00%	75.0%以上	75.00%	75.00%	50.0%以上	
北海道 (札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの増加	-	-	-			
青森県	27.8%	38.5%	-	-	60.9%	62.2%	47.9%	
岩手県	26.2%	34.8%	42.8%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%	
宮城県	40.2%	※2 51.4%	※2 55.4%		51.9%	63.2%	62.2%	
秋田県	12.2%	※2 26.0%	-	-	40.0%			
山形県	20.0%	57.5%	-	-	75.0%	75.0%	31.7%	
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%	
茨城県	16.8%	70.0%	-	-	71.4%	69.8%	60.7%	
栃木県	19.2%	53.1%	-	54.4%	-	-	41.0%	
群馬県	17.4%	34.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%	
埼玉県 (さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0% (36.0%)	-	-	-	-	-	
千葉県 (千葉市)	27.9% (31.2%)	57.0% (55.6%)	-	-	75.4% (73.7%)	50.5% (74.1%)	32.5% (50.0%)	
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%	
神奈川県	16.5%	34.2%	-	-	75.0%	75.0%	24.6%	
新潟県 (新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0% (53.0%)	-	-	61.0% (61.0%)	77.0% (77.0%)	57.0% (57.0%)	
富山県	18.5%	46.0%	-	-	66.7%	66.7%	33.3%	
石川県 (金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0% (40.0%)	-	-	60.0% (60.0%)		35.0% (35.0%)	
福井県	16.6%	33.0%	-	-	65.0%	65.0%	35.0%	
山梨県	28.8%	※1 57.7%	-	-	75.0%以上		50.0%以上	
長野県	16.1%	40.7%	-	-	75.0%	67.7%	36.5%	
岐阜県	16.1%	48.1%	-	-	67.9%	47.9%	37.5%	
静岡県 (静岡市) (浜松市)	21.9% (48.5%) (26.7%)	45.0% (53.0%) (56.0%)	-	-	65.0% (64.0%) (67.0%)	58.0% (58.0%) (59.0%)	46.0% (52.0%) (49.0%)	
愛知県	15.9%	28.5%	-	-	49.4%	45.7%	30.1%	
三重県	28.8%	48.4%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%	
滋賀県	34.3%	52.2%	-	-	73.9%	65.4%	60.2%	
京都府	14.8%	※1 25.0%	-	-	40.0%		33.0%	
大阪府	11.6%	47.0%	-	-	64.0%	44.0%	38.0%	
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%	
奈良県	17.4%	27.0%	-	-	47.0%	42.0%	31.0%	

	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)		7年目 (R8年度末)		10年目 (R11年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上	
和歌山県	20.5%	32.0%	-	-	55.6%	46.4%	42.1%	
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	-	-	60.0%			
島根県	23.4%	35.0%	41.0%	-	概ね50%以上	-	概ね40%以上	
岡山県 (岡山市)	32.7% (14.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	50.0% (50.0%)	
広島県 (広島市)	14.1% (18.8%)	29.0% (29.0%)	-	-	43.5% (43.5%)	44.0% (44.0%)	42.4% (42.4%)	
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	-	45.0%			
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%	
香川県	23.8%	51.7%	※2 40.5%		70.0%	70.0%	40.0%	
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%	
高知県	18.7%	40.0%	-	-	65.0%	60.0%	50.0%	
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%	
佐賀県	31.1%	53.6%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%	
長崎県	17.6%	61.8%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%	
熊本県 (熊本市)	12.4% (10.8%)	45.4% (45.4%)	55.9% (55.9%)	44.2% (44.2%)	69.8% (69.8%)	58.7% (58.7%)	30.3% (30.3%)	
大分県	33.1%	75.0%	-	-	75.0%	50.0%~ 75.0%	35.0%~ 50.0%	
宮崎県	13.4%	36.0%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%	
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%	
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	-	40.0%			
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%	
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%	
川崎市	23.2%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%	
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%	
名古屋市の	14.4%	45.0%	-	-	70.0%	30.0%	30.0%	
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%	
大阪市	16.5%	25.5%	-	-	41.0%	42.9%	33.9%	
堺市	12.4%	31.4%	-	-	46.0%	37.3%	32.2%	
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	-	58.3%		30.9%	
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%	
福岡市の	47.9%	77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%	
世田谷区		76.9%	75.9%	77.4%	75.0%	76.5%	50.2%	
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	-	45.0%			
明石市		57.1%	-	-	100.0%	100.0%	62.1%	

○道・県と指定都市等が一体で計画を策定している場合は、カッコ（ ）で記載している。

里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成23年度末の13.5%から、令和2年度末には23.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※			合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合		児童数 (人)	割合 (%)
						0~2歳	(%)		
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	—	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	—	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	—	15.6	+4.8 36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	—	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	—	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	—	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	—	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	(27.7)**	20.5	+5.2 34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	(28.9)	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	25.0	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	25.3	23.5	33,157	100

児童福祉法抜本改正。

0~2歳のデータは令和2年度からしかない！

変化は殆ど加速していない！

里親等委託率

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5~6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和3年度末で446か所、委託児童1,718人。

**()内は0~6歳。
— は、乳幼児期の里親等委託率のデータが存在しない事を示す。

(資料) 福祉行政報告例 (各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

○ 全国の合計では、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっている。

R3年度末

自治体名	3歳未満児		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
北海道	75人	49人	65.3%
青森県	27人	10人	37.0%
岩手県	23人	7人	30.4%
宮城県	20人	5人	25.0%
秋田県	15人	3人	20.0%
山形県	20人	4人	20.0%
福島県	22人	13人	59.1%
茨城県	74人	6人	8.1%
栃木県	74人	14人	18.9%
群馬県	44人	13人	29.5%
埼玉県	162人	34人	21.0%
千葉県	85人	35人	41.2%
東京都	328人	57人	17.4%
神奈川県	76人	9人	11.8%
新潟県	25人	9人	36.0%
富山県	11人	2人	18.2%
石川県	12人	1人	8.3%
福井県	19人	0人	0.0%
山梨県	23人	9人	39.1%
長野県	45人	14人	31.1%
岐阜県	51人	21人	41.2%
静岡県	45人	15人	33.3%
愛知県	87人	25人	28.7%
三重県	38人	10人	26.3%
滋賀県	28人	5人	17.9%
京都府	28人	4人	14.3%
大阪府	125人	25人	20.0%
兵庫県	62人	8人	12.9%
奈良県	18人	3人	16.7%
和歌山県	22人	1人	4.5%
鳥取県	17人	1人	5.9%
島根県	21人	1人	4.8%
岡山県	19人	8人	42.1%
広島県	29人	4人	13.8%
山口県	29人	4人	13.8%
徳島県	18人	6人	33.3%
香川県	23人	7人	30.4%

自治体名	3歳未満児		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
愛媛県	35人	13人	37.1%
高知県	25人	6人	24.0%
福岡県	65人	10人	15.4%
佐賀県	19人	6人	31.6%
長崎県	29人	8人	27.6%
熊本県	30人	3人	10.0%
大分県	26人	13人	50.0%
宮崎県	33人	3人	9.1%
鹿児島県	58人	7人	12.1%
沖縄県	34人	21人	61.8%
札幌市	57人	31人	54.4%
仙台市	20人	4人	20.0%
さいたま市	31人	3人	9.7%
千葉市	19人	7人	36.8%
横浜市	63人	16人	25.4%
川崎市	35人	13人	37.1%
相模原市	18人	5人	27.8%
新潟市	15人	11人	73.3%
静岡市	11人	4人	36.4%
浜松市	20人	17人	85.0%
名古屋市	78人	27人	34.6%
京都市	20人	2人	10.0%
大阪市	119人	11人	9.2%
堺市	24人	12人	50.0%
神戸市	51人	5人	9.8%
岡山市	14人	4人	28.6%
広島市	15人	5人	33.3%
北九州市	21人	2人	9.5%
福岡市	18人	13人	72.2%
熊本市	24人	4人	16.7%
横須賀市	3人	0人	0.0%
金沢市	10人	0人	0.0%
明石市	4人	1人	25.0%

国の目標は75%

最小0%～最大85.0%
50%到達している自治体

- 浜松市 85.0%
- 新潟市 73.3%
- 福岡市 72.2%
- 北海道 65.3%
- 福島県 59.1%
- 札幌市 54.4%
- 大分県 50.0%
- 堺市 50.0%

代替養育必要な子どもは、大都市を除けば、各自治体で二桁。里親委託はそれほど難しくはないはず

出典：子どもの虐待防止センター 理事 奥山真紀子

「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項～こども大綱の策定に向けて(中間整理)」への意見
自民党「児童の擁護と未来を考える議員連盟」および超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」合同総会(2023年10月10日)より

どの年齢階層を見ても、「家庭養育2割、施設養育8割」 (2018年2月1日現在)

<%表示は：上段⇒養育形態別、下段⇒年齢階層別>

	家庭養育						施設養育						主な社会的養育形態合計	
	里親		ファミリーホーム		児童養護施設		乳児院							
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
0～2歳	636	18.8 (9.2)	583	17.2 (10.8)	53	1.6 (3.5)	2,749	81.2 (9.1)	199	5.9 (0.7)	2,550	75.3 (84.3)	3,385	100.0 (9.2)
3～5歳	979	22.0 (14.2)	839	18.8 (15.6)	140	3.1 (9.3)	3,473	78.0 (11.6)	3,033	68.1 (11.2)	440	9.9 (14.5)	4,453	100.0 (12.1)
6～12歳	2,299	16.8 (33.3)	1,727	12.7 (32.0)	572	4.2 (37.7)	11,348	83.2 (37.8)	11,340	83.1 (42.1)	8	0.1 (0.3)	13,647	100.0 (36.9)
13～19歳	2,953	19.2 (43.2)	2,213	14.4 (41.5)	740	4.8 (49.4)	12,423	80.8 (41.5)	12,423	80.8 (46.1)	0	0.0 (0.0)	15,376	100.0 (41.6)
児童合計 ※	6,895	18.7 (100.0)	5,382	14.6 (100.0)	1,513	4.1 (100.0)	30,049	81.3 (100.0)	27,026	73.2 (100.0)	3,023	8.2 (100.0)	36,944	100.0 (100.0)

※児童合計には年齢不詳も含む。

特別養子縁組の成立件数の推移等

特別養子縁組の成立件数

出典：司法統計年報

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
474	513	542	495	616	624	711	693	683

<目次>

1. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	2
2. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	7
3. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	13
4. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」	24
5. 家庭養育推進により、「タックス・ペイヤー」を育む	34
6. 課題を残した令和4年改正	40
7. 家庭養育推進施策の格段の強化が急務	48

「社会的養育」では「法律問題」が不可避→児相に常勤弁護士必置を

- 「基本的人権」は、子どもを含め、全国民が等しく享有（日本国憲法）。
- 「要保護児童→社会的養育」問題の多くは、「親の権利」と「子どもの権利」の鋭い対立。
 - ➔ 「法律問題」として解決の要（「民法」vs.「児福法」・「こども基本法」）。
 - 「全て児童は、…『適切な養育を受ける権利』…を有する」（児福法第一条）。
- 被虐待児を守り、「健全な養育」を確保するには、「現場での適時適切な法律判断」が必要。
 - ➔ 執行現場の児相には、ソーシャルワークを理解し、迅速に判断できる常駐・常勤弁護士が必要。
 - 「非常勤・契約顧問弁護士」では、ソーシャルワークの現場におらず、一時保護時、親子分離時など、「子どもの権利実現に資する適時の法的判断」は困難。

「要保護児童問題」が「法律問題」である事の例

- 「一時保護」は「行政による、子どもと親、双方の権利を侵害する可能性のある身柄拘束」。
 - ➡ 漸く、令和4年児福法改正で「親権者等が同意した場合等を除き、一時保護開始時の司法関与」を導入。
- 「一時保護時の通学停止」は、子どもに均しく認められている「学校において教育を受ける権利」を侵害。
- 「親の同意が得られないために里親に出せない」との論理は、親の論理優先により「子どもの健全な養育を受ける権利」を侵害し、子どもの「家庭養育優先原則」による愛着形成機会を奪う恐れ。
 - 例えば、乳児院入所2年経過後に初めて里親に措置することは、愛着形成の最重要時期（0～2歳）における健全な養育機会の権利を奪う恐れ。
 - 児童相談所の一部では、要保護児童の措置に関し、**施設か里親かは児相が決める前提で協議**を進め、**同意書**では**「施設や里親」へ預けることに同意**を求めている。

「実親の同意なし」は里親に出さない理由になるか？

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告……のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(中略)

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

(中略)

④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者(第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを選ることができない。

(中略)

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

同意書

児童氏名 (以下「児童」という。)
平成・令和 年 月 日生(男・女)

児童の、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に基づく措置 (里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は施設入所。以下「3号等措置」という。)については、下記事項を確認のうえ同意します。

記

- 1 3号等措置中の児童の監護、教育及び懲戒に関する、同児の福祉のため必要な措置については、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長にお任せします。
- 2 保護者の課税状況については、地方税法の規定に基づく課税台帳等により貴所において確認されることを承諾し、3号等措置の費用負担については、福岡市の規定どおり期日までに納付します。
- 3 児童が法で定める定期の予防接種及びその他必要な予防接種を受けるにあたって、これらの予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、各予防接種実施に係る同意には、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長に委任します。
- 4 3号等措置解除については、貴所及び3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長と協議します。

令和 年 月 日

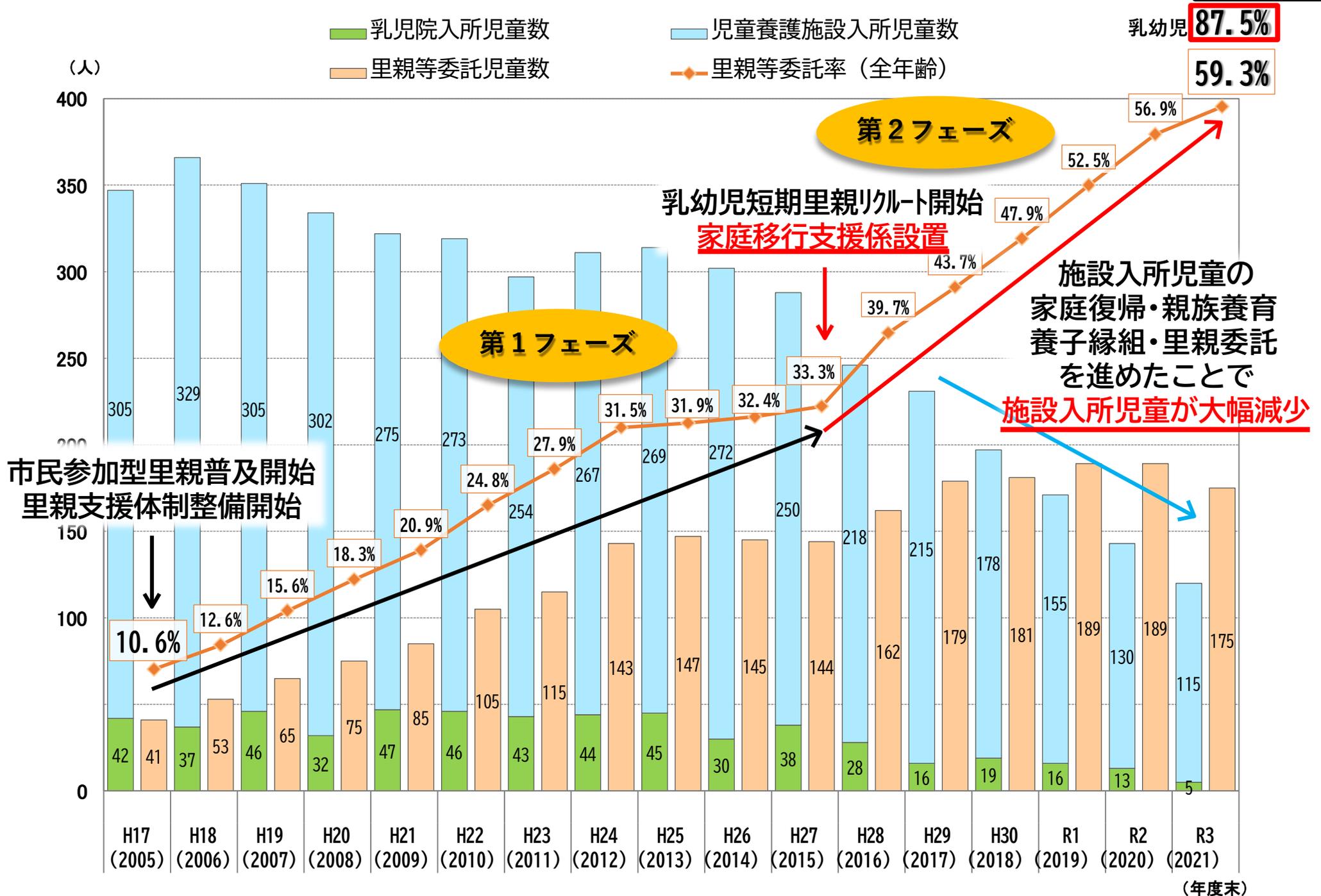
(あて先) 福岡市児童相談所長
(福岡市こども総合相談センター)

保護者(児童との続柄)
住所
氏名
電話

印

「里親委託か施設入所かは、
児童相談所の決定に同意します。」

施設入所児童数・里親等委託児童数・里親等委託率の推移



出典：「家庭養育と虐待予防の推進 ～福岡市のチャレンジ～」 福岡市 こども未来局 こども家庭課 こども福祉係長 福井 充
 自民党・超党派議員連合同総会（2023年4月12日）資料より

「乳幼児期は家庭養育」は28年法改正以降、我が国の大原則

- ドイツでは就学前まで、英国では小学校卒業まで、「里親・養子家庭養育」が原則。

——いづれも、施設入所は家庭養育が困難で、特別な専門的なケアが必要なケースに限定。

- 日本では、平成28年児福法改正論議開始時から、「乳幼児期は施設入所ではなく、原則『家庭養育(里親・養子)』との法律上の明記を、「大臣指示」により繰り返し主張。

➡ 結果、改正法公布時の「局長通知」において、「乳幼児期における家庭養育原則」を「国の原則」として児相設置自治体に明確に発信。

平成28年6月3日、厚労省雇・児局長通知<改正児福法公布通知>

(「里親ガイドライン」にも同様に明記)

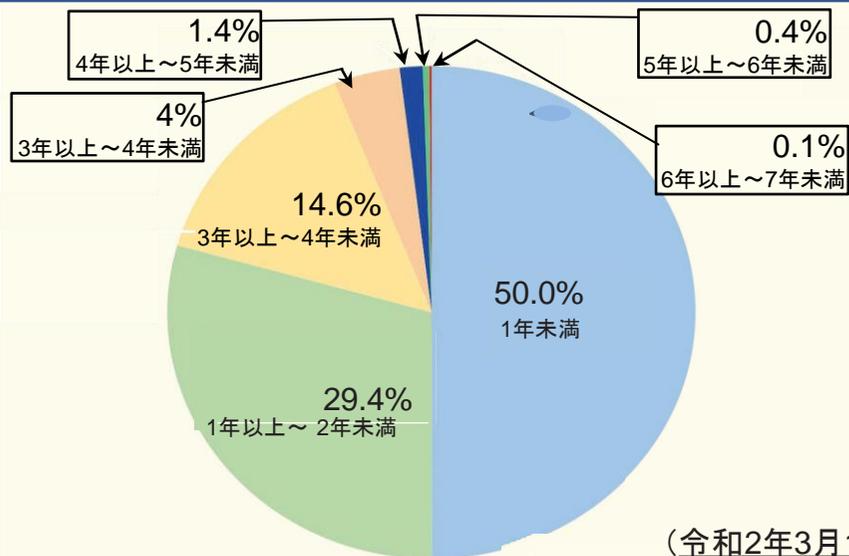
「・・・養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要である。**特に就学前の乳幼児期は**、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、**養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則**とすることとする。」

乳児院からの措置変更先：施設ウエイトは変わらず

(上段は人、下段は%)

		乳児院退所者									
		家庭復帰へ	家庭と同様の養育環境へ			施設へ		その他			
			里親へ	FHへ	養子縁組へ	養護施設へ	その他施設へ				
平成25年度	人数 構成比	2,131 100%	957 44.9%	307 14.4%	224 10.5%	31 1.5%	52 2.4%	730 34.3%	684 32.1%	46 2.2%	137 6.4%
平成28年度	人数 構成比	1,965 100%	854 43.5%	377 19.2%	280 14.3%	15 0.8%	82 4.2%	611 31.1%	567 28.9%	44 2.2%	123 6.3%
令和元年度	人数 構成比	1,877 100%	736 39.2%	438 23.3%	314 16.7%	25 1.3%	99 5.3%	648 34.5%	531 28.3%	117 6.2%	55 2.9%
令和3年度	人数 構成比	1,539 100%	580 37.7%	390 25.3%	280 18.2%	17 1.1%	93 6.0%	507 32.9%	438 28.5%	69 4.5%	62 4.0%

乳児院の在所期間別在籍児童数について



「里親委託ガイドライン」における記述

1 乳児院からの措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

(令和3年3月29日現在)

一時保護時も「家庭養育優先原則」だが、全く不徹底

○ 令和3年度の児童虐待が理由の一時保護件数は27,310件であり、そのうち一時保護委託件数は12,107件で、児童虐待を理由とする一時保護総数の約44.3%を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で6,043件と約5割を占めている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一時保護所内	12,556 (62.2%)	13,152 (61.8%)	14,468 (57.2%)	16,853 (46.1%)	15,800 (57.7%)	15,203 (55.7%)
一時保護委託	7,619 (37.8%)	8,116 (38.2%)	10,845 (42.8%)	13,411 (53.9%)	11,590 (42.3%)	12,107 (44.3%)
児童養護施設	2,960 (14.7%)	2,860 (13.4%)	3,868 (15.3%)	4,872 (16.1%)	4,113 (15.0%)	4,445 (16.3%)
乳児院	1,274 (6.3%)	1,501 (7.1%)	1,591 (6.3%)	1,857 (6.1%)	1,639 (6.0%)	1,598 (5.9%)
里親	1,161 (5.8%)	1,408 (6.6%)	1,890 (7.5%)	2,658 (8.8%)	2,228 (8.1%)	2,454 (9.0%)
その他	2,224 (11.0%)	2,347 (11.0%)	3,496 (13.8%)	4,024 (13.3%)	3,610 (13.2%)	3,610 (13.2%)
一時保護総数	20,175	21,268	25,313	30,264	27,390	27,310

* ()は、一時保護総数に占める割合。
 ※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

出典：福祉行政報告例

「健全な養育を受ける権利」を真に守る「こどもまんなか政府」への期待

こども家庭庁幹部の気になる発言（「福祉新聞」2023年10月11日配信）

「里親委託を進めることは重要ですが、中には特定の大人との関係づくりが苦手なこどももいます。気持ちにしっかりと耳を傾け、こどもが自分に合う支援メニューを選べることが重要です。施設も役割を果たしてもらいたいと考えています。」



加藤鮎子こども担当大臣やこども家庭庁幹部に言って頂きたい事

「小さい子ども(乳幼児)が、乳児院を含む施設で長く暮らしていると、特定の大人との関係づくりが苦手な子どもになってしまいます。だから、特定の大人との関係づくりが苦手な子どもにならないように、小さい子どもは、全員、ゼロ歳児からを含め、できるだけ小さい時から里親を選べるようにしましょう。

大きい子ども(学齢児)も、特定の大人との関係づくりができる子どもになるためにも、里親家庭はとても大事な環境です。里親さんは、こういった子どもと関係を作るのが大変なので、里親支援センターを中心として、地域のみinnで里親子を支援しましょう。

そして、どうしても、里親家庭での養育が困難な、ケアニーズの高い年長の子どもには、濃厚で温かい専門的ケアを施設が十分提供し、一日も早く里親家庭に行けるようにして頂きたい。年長の子どもは受けません、などと言わずに、施設も、平成28年児童福祉法改正で明示された、新しい時代にふさわしい、高い専門性を発揮する新しい役割を子ども達のために果たしてもらいたいと思います。」

<目次>

1. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	2
2. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	7
3. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	13
4. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」	24
5. 家庭養育推進により、「タックス・ペイヤー」を育む	34
6. 課題を残した令和4年改正	40
7. 家庭養育推進施策の格段の強化が急務	48

里親の種類と委託数・委託児童数

(里親数、児童数は福祉行政報告例)
(2023年3月末現在)

種類	養育里親		養子縁組里親	親族里親	合計
	養育里親	専門里親			
登録里親数	12,934世帯	728世帯	6,291世帯	631世帯	20,584世帯
委託里親数	3,888世帯	168世帯	314世帯	569世帯	4,939世帯
委託児童数	4,709人	204人	348人	819人	6,080人

里親への手当等の目的と支給額

(2023年度単価)

里親に支給される手当等

里親手当 (月額/人) 養育里親 90,000円 (2人目以降: 90,000円)
専門里親 141,000円 (2人目: 141,000円)

※2020年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費 (食費、被服費等) (月額/人) 乳児 60,670円
乳児以外 52,620円

その他 (教育費、入進学・就職・大学進学等支度費、医療費、通院費等)

フォスタリング機関による里親等支援

「新しい社会的養育ビジョン」【抜粋】（平成29年8月2日）

《フォスタリング機関とは？》

里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育（一連の包括的な業務をフォスタリング業務と呼ぶ）は、里親とフォスタリング業務を行う組織がチームを組みながら行うことで質の高いものとするのが求められる。そのため、フォスタリング業務を包括的に行う機関（以下、フォスタリング機関）は十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを集団で行う組織であることが必須である。（P33）

《「家庭養育優先原則」の徹底とフォスタリング機関創設》

（5）乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。（P3～4）

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」【抜粋】（平成30年7月6日）

- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。（P14）

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

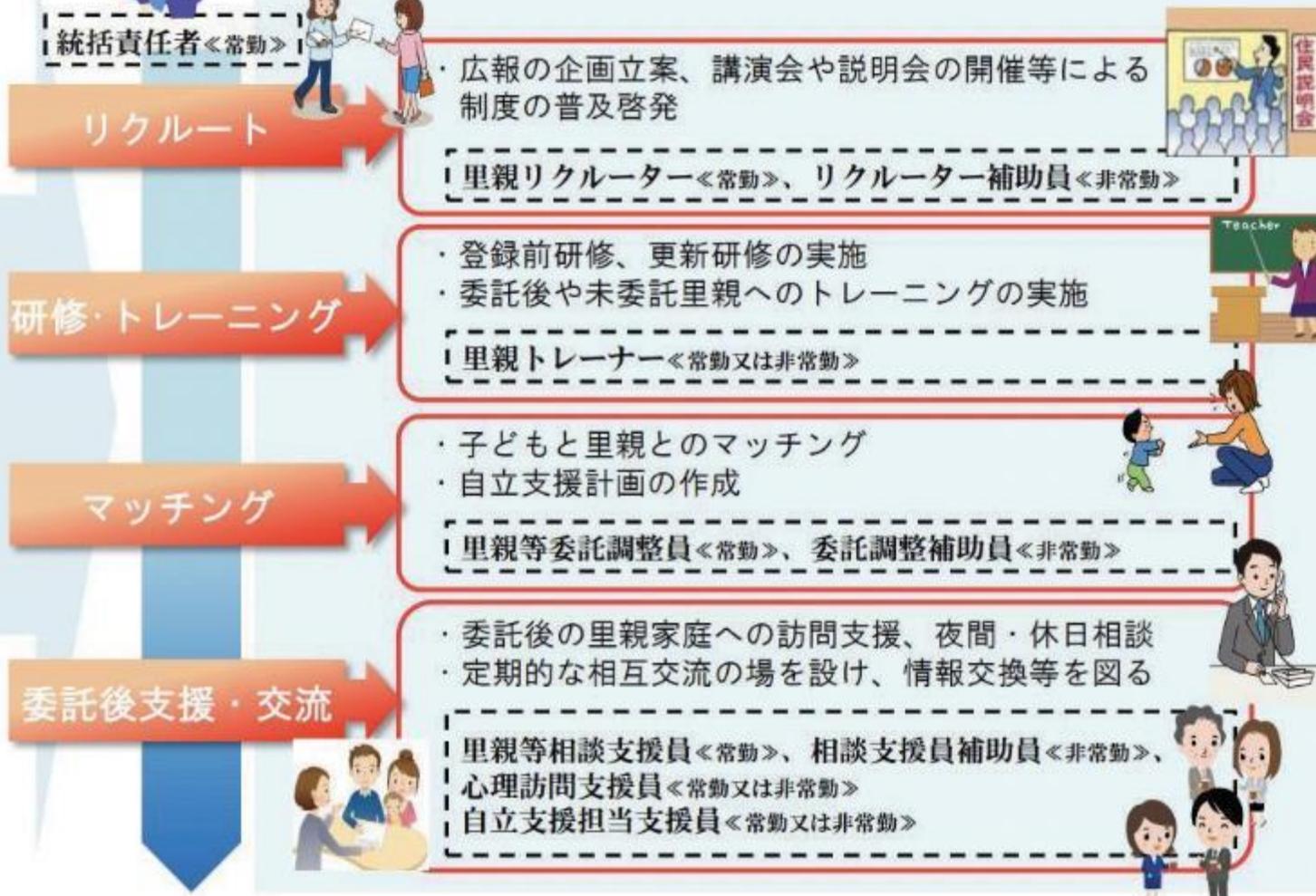


都道府県
(児童相談所)

事業の全部又は
一部を委託可能



社会福祉法人
NPO 等



里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別の金額（令和4年度）

○児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の令和4年度交付決定における里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別の交付申請額は以下のとおり。

※ 令和4年度交付決定は自治体からの交付申請額どおり行われている。

（単位：円）

自治体名	金額
北海道	18,972,000
青森県	11,902,000
岩手県	18,101,000
宮城県	33,372,000
秋田県	9,624,000
山形県	5,544,000
福島県	838,000
茨城県	69,440,000
栃木県	30,640,000
群馬県	12,446,000
埼玉県	33,946,000
千葉県	23,974,000
東京都	195,037,000
神奈川県	36,688,000
新潟県	4,219,000
富山県	5,397,000
石川県	4,133,000
福井県	10,339,000
山梨県	20,400,000
長野県	23,990,000

自治体名	金額
岐阜県	66,000,000
静岡県	25,457,000
愛知県	20,375,000
三重県	28,694,000
滋賀県	15,224,000
京都府	1,096,000
大阪府	114,901,000
兵庫県	32,000,000
奈良県	6,213,000
和歌山県	29,860,000
鳥取県	7,843,000
島根県	1,329,000
岡山県	4,623,000
広島県	7,597,000
山口県	22,907,000
徳島県	6,254,000
香川県	3,335,000
愛媛県	462,000
高知県	28,790,000
福岡県	106,794,000

自治体名	金額
佐賀県	36,361,000
長崎県	14,074,000
熊本県	62,625,000
大分県	20,282,000
宮崎県	27,067,000
鹿児島県	3,414,000
沖縄県	15,275,000
札幌市	33,072,000
仙台市	5,654,000
さいたま市	3,126,000
千葉市	18,202,000
横浜市	19,953,000
川崎市	58,990,000
相模原市	9,498,000
新潟市	2,306,000
静岡市	15,589,000
浜松市	2,815,000
名古屋市	29,405,000
京都市	18,869,000
大阪市	88,302,000

自治体名	金額
堺市	6,859,000
神戸市	7,365,000
岡山市	4,564,000
広島市	4,682,000
北九州市	5,298,000
福岡市	45,757,000
熊本市	36,725,000
港区	34,195,000
世田谷区	31,100,000
中野区	19,824,000
豊島区	6,715,000
荒川区	20,198,000
板橋区	22,600,000
江戸川区	27,977,000
横須賀市	2,668,000
金沢市	209,000
明石市	7,152,000
奈良市	7,908,000
合計	1,875,431,000

NPO法人

子どもリエゾンえひめ

つなぐ、愛ある未来を
ひとりでも多くの子どもに温かい家庭を

里親さんを募集しています！

子どもリエゾンえひめ 活動報告



出張説明・出張講座

里親制度のこと、子どもリエゾンえひめのことをお伝えするため、出張説明や出張講座を行っています。

(依頼団体) 4～9月

- ・被害者支援センターえひめ
- ・愛媛キワニスクラブ
- ・愛媛県女性保護対策協議会
- ・西条子どもの未来を考える会
- ・味酒地区民生児童委員協議会
- ・愛媛県社会福祉士会

など



NPO法人役員



理事長	山内 幸春	元児童相談所 所長、社会福祉士、養育里親
副理事長	西崎 真理	小児科 医師
副理事長	射場 和子	弁護士
理事	石丸 世志	元児童福祉司、公認心理師
理事	塩崎 千枝子	社会福祉士、保護司、養育里親
監事	寺坂 史子	愛媛県女性保護対策協議会 副会長
アドバイザー	塩崎 恭久	前衆議院議員、元厚生労働大臣、養育里親

(敬称略)

里親さんを募集しています！

子どもリエゾンえひめ 活動報告



茶話会開催(8/8～11、10/24、10/28)

初めての方に、里親制度のこと、里親を待っている子どもたちのことを知っていただくため、松山市内のカフェ等で茶話会を開催しています。



里親さんを募集しています！

子どもリエゾンえひめ 活動報告



リエゾンカフェ OPEN♪ (6/21、7/19、8/9、9/20、10/18)

里親について知りたい方や委託を待っている方など、さまざまな方と里親や子育てについてお話しする「リエゾンカフェ」を開催しています。



第1回 子どもリエゾンえひめ フォーラム



9/30 土 13:30～16:00

参加人数：約200名(会場・オンライン)

基調講演 里親養育・フォスターケアはどこに向かうのか
—福岡市における18年間の道のりを踏まえて—

パネルディスカッション 子どもと家族のための里親
「新しい絆へ」

講師 西日本こども研修センターあかし センター長、精神科医

藤林 武史さん



<目次>

1. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	2
2. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	7
3. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	13
4. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」	24
5. 家庭養育推進により、「タックス・ペイヤー」を育む	34
6. 課題を残した令和4年改正	40
7. 家庭養育推進施策の格段の強化が急務	48

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

都道府県等・児童相談所による支援の強化

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センターを児童福祉施設として位置づける**。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業**や、**里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- **里親支援の費用**を里親委託の費用と同様に**義務的経費**とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言**、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

② 府令における規定内容（案）（里親支援センター）

府令の規定内容（案）

（設備の基準について）

里親支援センターには、事務室、相談室等の里親等支援対象者が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならないこととはどうか。

（職員配置基準について）

里親支援センターには、①里親支援センターの長、②里親制度等普及促進担当者、③里親等支援員、④里親研修等担当者を置かなければならないこととし、各職員の資格要件は以下のとおりとはどうか。

① 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者ア

：児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ）

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めたと者

② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めたと者

※ なお、調査研究での指摘等を踏まえ、ウの要件に該当する者としては、例えば、里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は勧誘等を行った経験を有する者が考えられる旨を通知等でお示しする予定。

③ 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めたと者

④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めたと者

（運営基準について）

他の児童福祉施設と同様に、業務の質に関する第三者評価及び関係機関との連携を行う義務がある旨を定めることとはどうか。

※ なお、施行後一定期間をかけて里親支援センターへの移行を促していく方向で検討中。

子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（6. 関係）

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

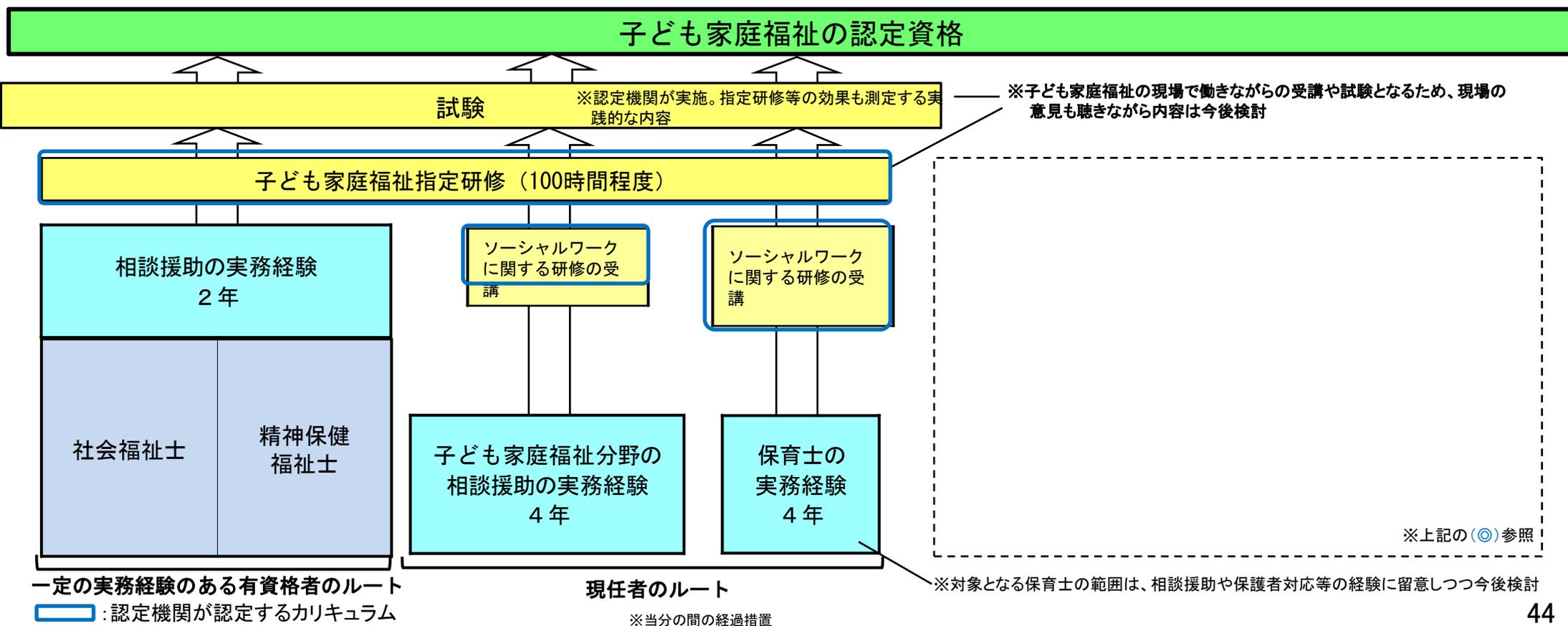
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づける**（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての的確な措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

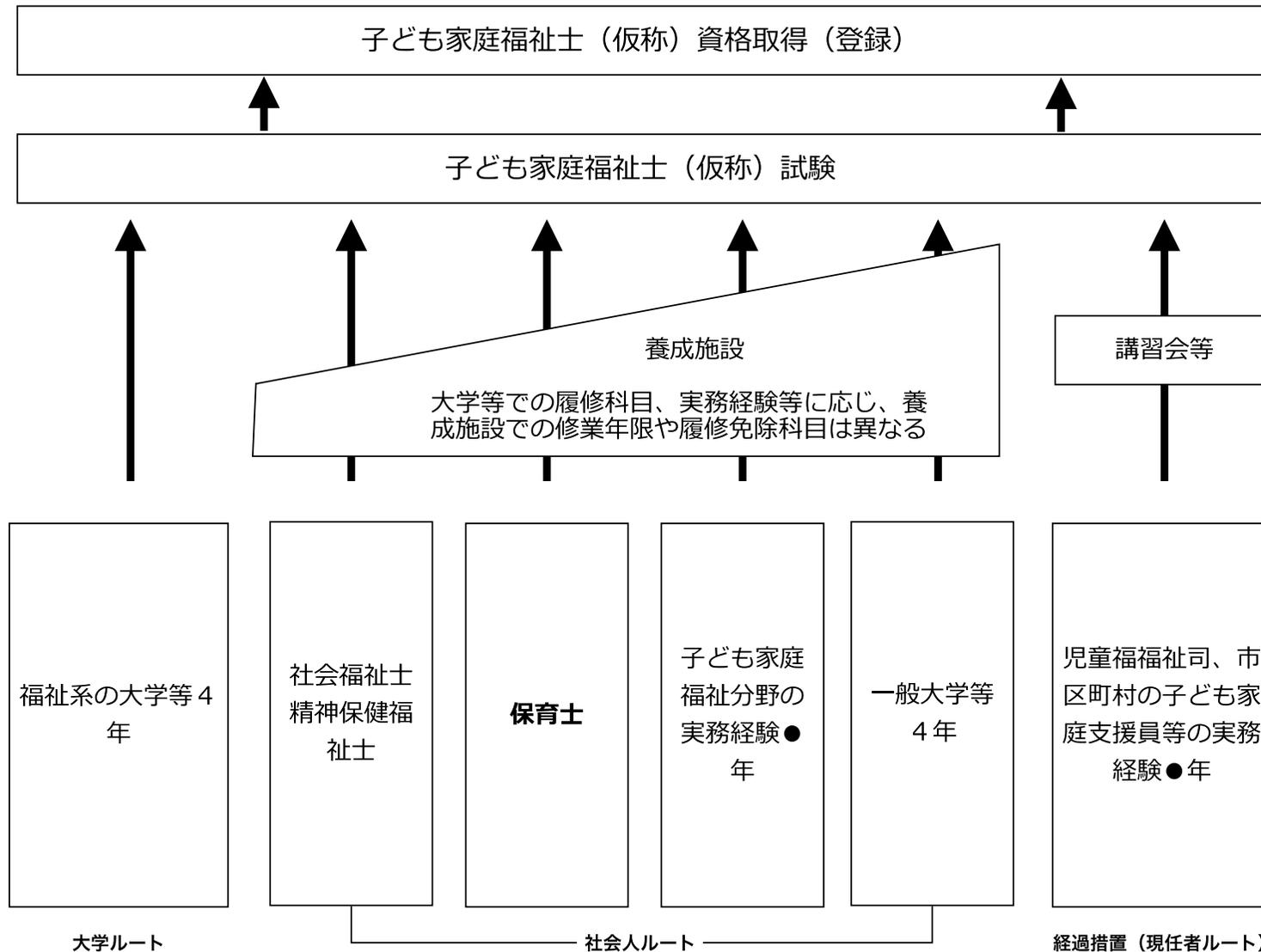
※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、**国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。**（◎）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保

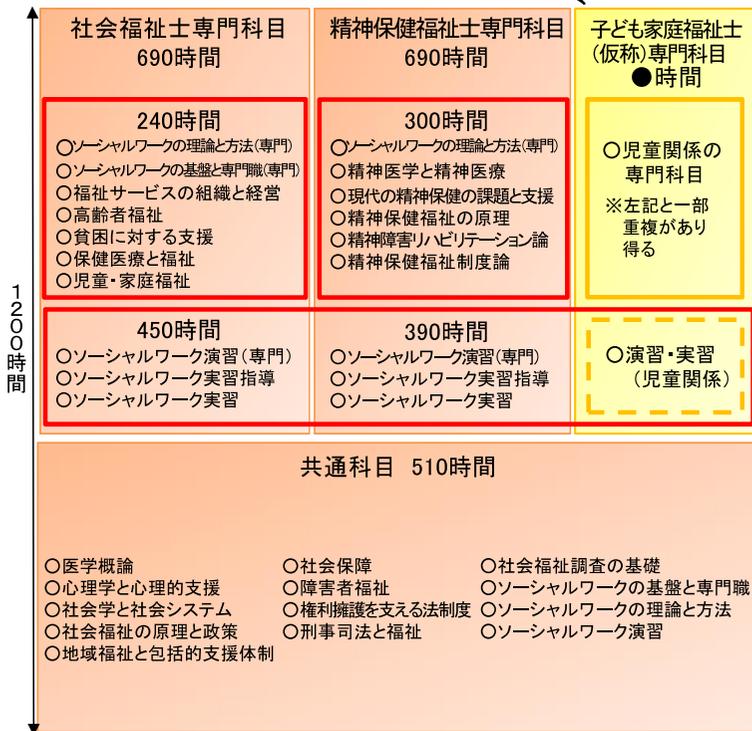
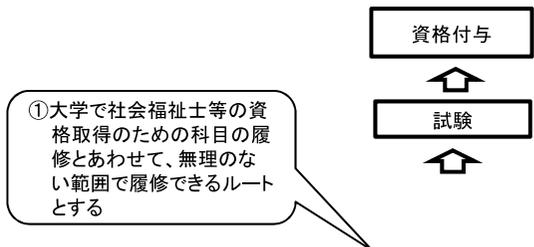


「子ども家庭福祉（仮称）」資格取得ルートのイメージ

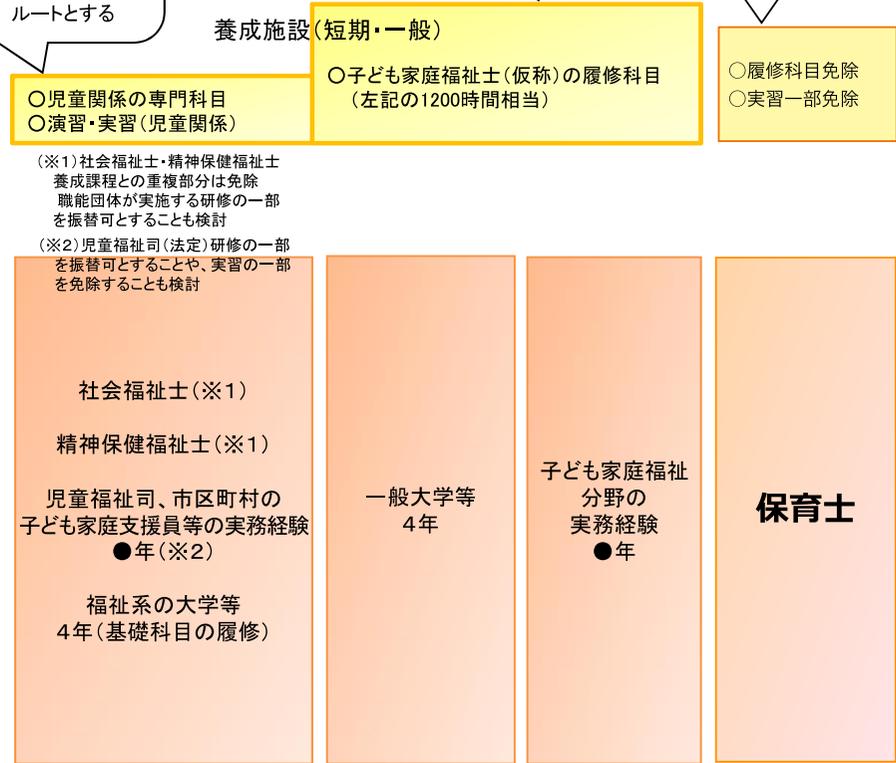
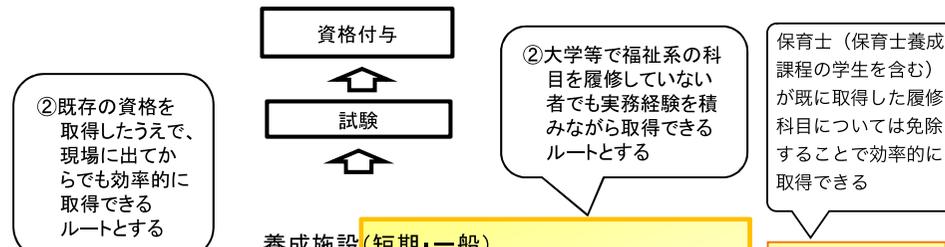


(長島昭久ほか有志提案①<2022年2月>)

《大学ルート》



(社会人ルート)



「子ども家庭福祉士(仮称)」の潜在ニーズ概数(厚労省資料から固めに試算) 2022年1月7日

施設種別	箇所数・人数	子ども家庭福祉士(仮称)の潜在ニーズ	
児童相談所	225箇所		
	225人(所長)	225人(所長全員と仮定)	
	5,168人(児童福祉司)	5,168人(児童福祉司全員と仮定)	
一時保護所	145箇所	145人(1箇所1人と仮定)	
(市区町村) <再掲>	1,741市町村		
	9,370人(虐待担当対応窓口職員)	9,370人(虐待担当対応窓口職員全員と仮定)	
児童福祉施設	乳児院	144箇所	
		435人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員)	435人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定)
	児童養護施設	612箇所	
		1,261人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員)	1,261人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定)
		13,089人(直接処遇職員を含む全職員数)	6,545人(困難事例への集中を踏まえ直接処遇職員等の半数と仮定)
	児童心理治療施設・児童自立支援施設	109箇所	
		110人(家庭支援専門相談員)	110人(家庭支援専門相談員を全員と仮定)
母子生活支援施設	212箇所	212人(1箇所1人と仮定)	
障害児入所施設	474箇所	1,422人(1箇所3人と仮定)	
児童家庭支援センター	144箇所	432人(1箇所3人と仮定)	
自立援助ホーム	193箇所	579人(1箇所3人と仮定)	
アフターケア事業所	95箇所	285人(1箇所3人と仮定)	
フォスタリング機関	222箇所	666人(1箇所3人と仮定)	
養子縁組民間あっせん機関	22箇所	66人(1箇所3人と仮定)	
保育所等	23,539箇所	23,539(1箇所1人と仮定)	
児童発達支援センター	737箇所	2,211人(1箇所3人と仮定)	
小児科を標ぼうしている病院	2,556箇所	2,556人(1箇所1人と仮定)	
厚労省関係ニーズ合計(市町村を含む)		45,857人	

【参考】

○仮に市区町村虐待担当対応窓口職員を全員、子ども家庭福祉士(仮称)を配置したと仮定すると、9,370人のニーズ。

市区町村	1,741市町村	
	9,370人(虐待担当対応窓口職員)	9,370人(虐待担当対応窓口職員全員と仮定)
合計		9,370人

○中学校区に1人配置、高校に1人配置したスクールソーシャルワーカーを、全員子ども家庭福祉士(仮称)を配置したと仮定すると、8,575人のニーズ。

学校	小学校中学校	小:13,525箇所 中:7,020箇所	3,323人(スクールソーシャルワーカー全員と仮定)
		3,323人(スクールソーシャルワーカー)	将来的には、中学校区に1人配置と想定すると、7,020人
	高校	1,555箇所 414人(スクールソーシャルワーカー)	411人(スクールソーシャルワーカー全員と仮定) 将来的には、すべての高校に1人配置と想定すると、1,555人
合計		8,575人	

○社会福祉士・精神保健福祉士就労状況調査(2020年11月、公益社団法人社会福祉振興・試験センター)

社会福祉士(登録数) 250,290人

精神保健福祉士(登録数) 90,828人

なお、精神保健福祉士で、福祉・介護・医療の分野で働いている人の割合は75.2%。これを登録数に乗じると、約68,300人となる。

○医療福祉系国家資格登録数(各団体のHPより)

・視能訓練士 15,351名

・臨床工学技士 約24,000名

・言語聴覚士 36,255名

・公認心理師 42,678名

<目次>

1. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	2
2. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	7
3. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	13
4. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」	24
5. 家庭養育推進により、「タックス・ペイヤー」を育む	34
6. 課題を残した令和4年改正	40
7. 家庭養育推進施策の格段の強化が急務	48

家庭養育推進施策における今後の課題等（その1）

（児童相談所、制度等）

- 中核市への児童相談所必置化（保健所並び）
- 全ての児童相談所に「里親・養子推進係・課（仮称）」、「家庭（移行）支援係・課（仮称）」を設置、専門担当者を増員
- 里親、養子、ファミリーホーム、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の早期創設
- 特別養子縁組の位置付け明確化、支援等強化（統計、支援、経済的支援、研修強化、フォスタリング事業化等）
- 全ての一時保護に司法関与を。一時保護時の子どもの通学権等権利保障の徹底。一時保護における「家庭養育優先原則」（里親委託など）の徹底。
- 全児相設置自治体での「アドボケイト制度（意見表明支援員）」の整備
- 「在宅措置」の本格制定、「通所措置」の創設 ➡ 「予防」の徹底
- ICT・AI活用を含む要保護児童の情報の早期一元・共有システム化（モバイル端末活用により、現場対応迅速化）
- 施設の高機能化・多機能化の推進、施設体系の見直し
- 児童相談所、施設等を客観評価する「日本版Ofsted」の創設

（里親養育、特別養子縁組の推進）

- 全ての児童相談所に「里親・養子推進係・課（仮称）」を設置、専門担当者を増員（再掲）
- 民間フォスタリング機関空白区の早期解消、専門性・質向上（研修等）
- 里親・養子・ファミリーホーム制度における専門性向上、多類型化（含む「一時保護里親」）、研修の頻回化、日常的助言体制充実。
- 里親、養子、ファミリーホーム、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の早期創設（再掲）
- フォスタリング機関の実効性ある第三者評価（含む「アウトカム」）
- TVでのゴールデンアワー放映等、政府広報の格段の強化

家庭養育推進施策における今後の課題等（その2）

（「予防」を含む「家庭支援」の強力推進）

- 全ての児童相談所への「家庭（移行）支援係・課（仮称）」設置。「在宅措置」、「通所措置」等を含め、虐待予防、親子関係再構築に向けた保護者等支援など「予防」を推進するとともに、里親家庭、養子家庭、ファミリーホームへの家庭支援を格段に強化。
例：「ショートステイ里親」推進、など。

（基礎自治体による家庭養育支援）

- 市区町村による実効性あるソーシャル・ワーク、児相相談所・里親支援センター・児童家庭支援センター・民間NPO等との連携
- 「こども家庭センター」はじめ、市区町村における子ども家庭担当ソーシャルワーカーの能力（研修体制）、人数とももの増強

（全国の官民人材の資質向上）

- 「こども家庭福祉士（仮称）」の早期の国家資格創設

（逆境体験児童へのメンタルケア充実）

- 医学教育における教育充実、児童精神科医療の診療報酬の格段の引き上げ、人員配置基準の格段の強化、「隔離室」の廃止など。
- 米国 CDC の ACEs Study 等を参考に、逆境体験の長期的影響に関する研究の開始 ➡ EBPMへ

社会的養育人材の能力・量の充実こそ急務

- ★ 専門人材による科学に基づく「子どものソーシャルワーク」を能力・量ともに発展、充実させる事こそが急務。格段のスピードアップが必須。
- ★ こども家庭庁は、自治体・民間に丸投げ、突き放しをせず、全国の要保護・要支援児童が、等しく、一定水準以上の能力ある人材の下で健全養育されるよう、人材育成・確保態勢の実現に責任を負うべき。
- ★ そのため、国家資格としての「子ども家庭福祉士(仮称)」導入をはじめとする「社会的養育エコシステム」を、責任をもって構築、常時その維持に責任を負うべき。

- 児童相談所人材の能力向上、充実
- 市町村・福祉・教育現場人材の能力向上、充実
 - 自治体は「子ども家庭福祉士(仮称)」等中核的専門人材を長期配置。研修充実。
 - フォスタリング機関人材の能力向上。
- 里親・特別養子養親・ファミリーホーム養育者の能力向上、充実
 - 国は、研修の格段の質・量向上を、自治体は、「上乘せ、横出し」を実践。
 - 「登録前研修+5年毎更新研修」⇒「登録前研修+頻回研修+専門研修」、「特別養子養親研修」
- 児童福祉施設の人材の能力向上、充実
 - 高機能化、多機能化にふさわしい専門人材の必置化。施設採用要件の「中学卒」は再考すべき。
- 児童精神医学の充実
 - 医学教育、診療報酬体系、人員配置基準の見直し、「医療と福祉の融合」等。
- 司法人材の能力向上

「特別養子縁組」の取り扱いの改善、充実

- ★ 平成28年児福法改正により、特別養子縁組は児童相談所の正規の業務化。しかし、制度自体は裁判所所管であるなどから、「児童相談所取扱い特別養子縁組件数」の全国データすら存在しない状態。結果、養子成立後は「普通の親子」と整理され、養親、養子のケアニーズを充たしていない可能性。
- ★ この際、省庁縦割りの弊害を克服し、「こども家庭庁」が創設されたこの機を捉え、制度、扱いを「個々の子ども」の健全な養育実現の観点から一元的に、さらに大きく見直す要。
- 特別養子縁組関連諸統計の整備、一元把握、公表(児童相談所・民間団体扱い双方)
- 養子縁組成立後、養子が18歳到達までの養子家庭へのケアニーズに応じた支援、養親研修の義務化、充実。
 - 養子家庭へのケアニーズに応じた支援・経済的支援提供を義務付けるとともに、養親への研修をフォスタリング業務の対象とすべき。
 - 医療費の無料化、高等教育就学支援制度の対象化など、里親制度との整合性確保。
 - 民間団体関与ケースも、児童相談所関与により、同等の扱いへ。
- 養子縁組成立後の養子を含め、子ども全般が利用可能な、独立した相談窓口の設置(3桁番号の新設等)。
- 養子縁組データの国による集中管理により、「出自を知る権利」を保障するとともに、国際養子の適切性を審査、データ管理。

<参考>

『「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」について』から抜粋
(厚労省子ども家庭局長通知、平成30年7月6日)

○なお、法律上、親族里親や養子縁組里親もフォスタリング業務における支援対象に含まれるが、養子縁組成立後の養親及び養子への支援についてはフォスタリング業務には当たらない。

一方で、養子縁組成立後の養親及び養子への支援については、都道府県(児童相談所)の業務として児童福祉法第11条第1項第2号トに規定されていることから、

- ・ 都道府県(児童相談所)のフォスタリング業務を担う職員が、フォスタリング業務に連続するものとして、養親及び養子への支援を実施することや、
- ・ フォスタリング業務に付随するものとして、民間フォスタリング機関に委託することも考えられるが、いずれの場合においても、支援の連続性が確保されることが望ましい。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

1. 事業内容

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適当と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※ 養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。

※ ファミリーホーム養育者は養育里親であることが必要。

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：446か所、委託児童数：1,718人 ※福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

		里親(養育里親)	ファミリーホーム	地域小規模児童養護施設	分園型小規模グループケア
形態		家庭養護(養育者の家庭に迎え入れて養育を行う)		施設養護(施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする)	
位置づけ		個人	第2種社会福祉事業 (多くは個人。法人も可能。)	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部	
措置児童数		1～4名	定員5～6名	1グループ4～6人	1グループ4～6人
養育の体制		里親 (夫婦又は単身)	養育者と補助者があわせて3名以上	常勤2名＋非常勤1名 小規模かつ地域分散化加算を受けた場合、さらに最大3人まで常勤職員の加配可能	基本的な人員配置1.5人(4:1)に加え、常勤1名＋非常勤(管理宿直職員)1名を加配 小規模かつ地域分散化加算を受けた場合、さらに最大3人まで常勤職員の加配可能
資格要件		①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること ②経済的に困窮していないこと ③都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること ④里親本人又はその同居人が欠格事由に該当していないこと	①養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ②養育里親として5年以上登録している者であつて、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有するもの ③乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に3年以上従事した者 ④都道府県知事が①～③に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者	専任の職員として児童指導員又は保育士を2名 その他の職員(非常勤可)	専任の職員として児童指導員又は保育士 管理宿直等職員(非常勤可)
欠格事由		①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ②児童福祉法、児童ポルノ禁止法等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ③児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者		—	
措置費 (月額)	事業費	児童の一般生活費 (乳児60,670円、乳児以外52,620円)、 各種の教育費、医療費等*1	児童の一般生活費 (乳児60,410円、乳児以外52,360円)、 各種の教育費、医療費等*1	児童の一般生活費、各種の教育費、支度費等事業費は共通	
	その他	里親手当 ・養育里親 90,000円 (2人目以降は90,000円を加算) ・専門里親 141,000円 (2人目は141,000円を加算)	事務費(人件費含む)*2 委託児童6人の場合 児童1人当たり 152,410円*3 建物賃借費 賃借に係る実費を加算	上記の人件費に基づく事務費を地域小規模児童養護施設の児童定員数に応じて算定(定員払い)	上記の人件費に基づく事務費を本体施設の児童定員数及び、小規模グループケアの設置数に応じて算定(定員払い)

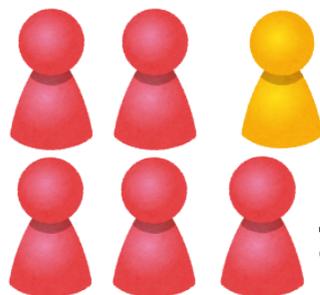
- * 1 障害児通所支援の利用が可能(利用者負担なし)
- * 2 事務費は定員規模や所在地の地域区分等によって単価が異なる
- * 3 松山市の場合

分園型地域小規模グループケアとファミリーホーム

児童養護施設 分園型地域小規模グループケア



子ども 6人



正職 2 非常勤 1

- ・小規模かつ地域分散化加算 3人まで
- ・自立支援担当職員加算 1人

こども 6人に対して大人 6.5人
(正職 6人 非常勤 1人)

ファミリーホーム



子ども 5・6



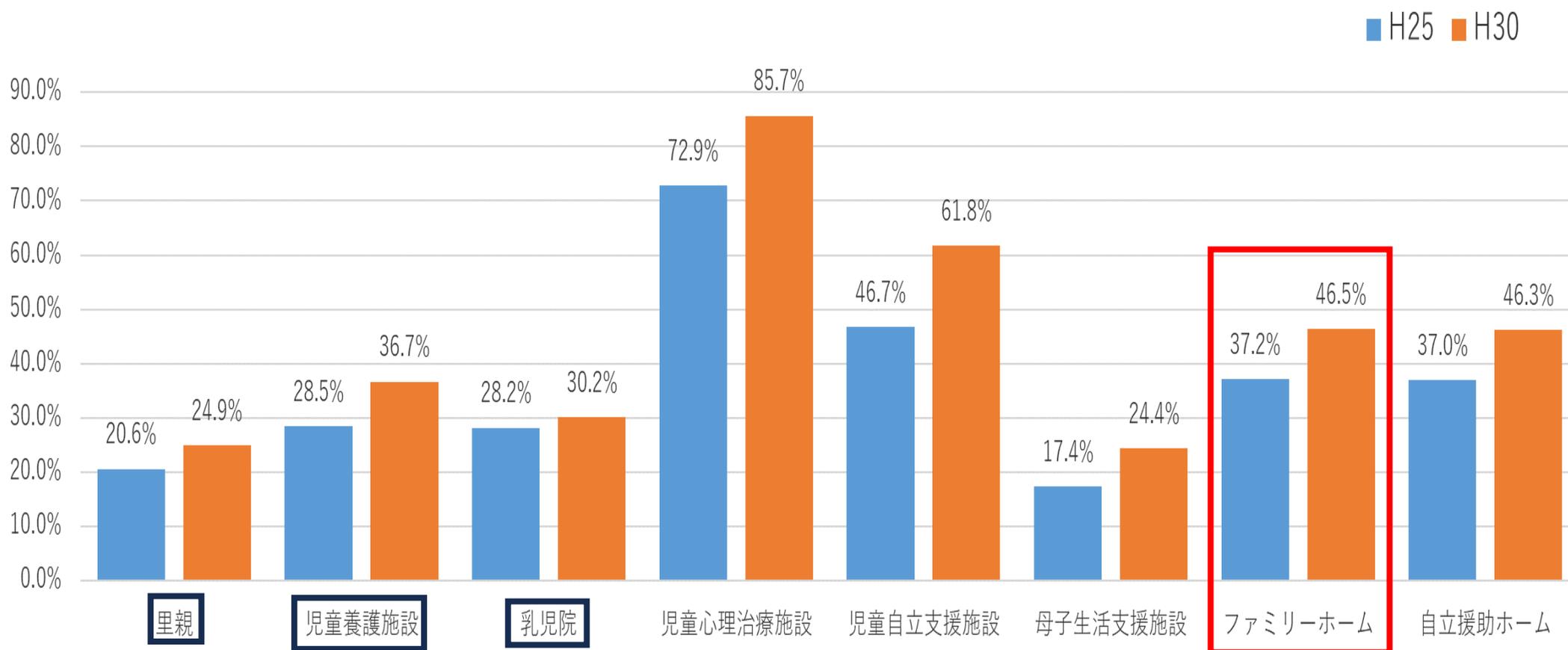
養育者 + 補助者 (非常勤 2人分)
こどもの半数近くは障害のあるこどもプラス
ケアニーズの高いこども

こども 5・6人に対して
正職 1人 非常勤 2人

(6) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童の割合



(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果

課題（吹き出し部分）

57

- 治療における保護者の同意：精神保健福祉法と児童福祉法は補完しあっておらず、精神保健福祉法上の児童精神科入院治療では、特に生じやすい問題
- 隔離・拘束を要する患児には、身体疾患でいうところの集中治療室（PICU）に匹敵する看護力が必要。人手があれば、隔離拘束を減らすことはできる
- 親の貧困のみならず、児童福祉法上の措置費は入院にかかる生活費を想定していない

- 子どもの安全を守る委員会（CAPS）や子ども虐待スクリーニングチーム（SCAN）などの設置（診療報酬外）
- 退院した後の子どもや親のための支援として、リカバリー総合応援部（注）の設置（診療報酬外）

児童精神科医療の診療報酬改革について

要望書

2023年9月12日

児童・思春期精神科治療において以下の診療報酬加算を要望します。

1. 不適切な養育が疑われる子どもの児童・思春期精神科入院医療に対する養育支援体制加算(要保護児童および一時保護委託による入院治療加算)
2. 予約の取りにくい児童・思春期精神科でできるだけ早い対応が必要となるため、児童相談所等の行政関係機関からの依頼で緊急に診療を行う、自傷、自殺念慮、性虐待・他害等の緊急(予約から1週間以内)受診への加算
3. 上記の子どもについての児相などの関係機関との会議(多職種連携)に関する手当
4. 社会的養護(里親、乳児院、児童養護施設による養育)を受けている子ども、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所中の子どもへの医学的アセスメントと必要な専門治療をおこなう加算
5. 児童・思春期精神科入院治療のハイケアユニット新設(隔離拘束をしない入院治療)

主旨

子どもの育ちを担う環境が大きく変化する中、自傷、自殺、他害などさまざまな問題を抱える子どもが急増している。例えば、心理的居場所を失い、通称「ト一横」(新宿歌舞伎町)「グリ下」(大阪)「ドン横」(名古屋)等に集まっている子どももその例である。またこのような子どものみならず、施設内不適応や衝動的行動を示す子どもの多くに、虐待を始めとする逆境体験がある。医学的には、発達障害、愛着障害、トラウマが複合的に関わっており、医学的アセスメントと治療が欠かせない子どもである。しかし、その子どもに、本来対処することになる児童相談所では、対応に苦慮している。

これらの子どもの実状に対処するためには、児童・思春期精神科医療が積極的にこの問題に関わるべきで、専門的医療の介入がないと子どもを救えず、問題が悪化する。逆境体験のある子どものアセスメントと治療に児童・思春期精神科医療が関わり、子どもの精神的健康を取り戻し、子どもの精神発達を促す基盤づくりに児童相談所とともに取り組むことが必須である。特に、長い間のあるいは激しい逆境体験にさらされた子どもの治療には、愛着障害をもとにした対人関係の問題が治療スタッフとの間でも激しく頻繁に生じ、感情調節障害も顕著であるために、人的・構造的に、相当の強度をもった治療環境を要するため、ハイケアユニットが必要である。

全国児童青年精神科医療施設協議会

代表 原田謙 長野県立こころの医療センター駒ヶ根 副院長

世話人 笠原麻里 医療法人財団青溪会 駒木野病院 副院長

田中究 兵庫県立ひょうごこころの医療センター 院長

日本の児童精神科医は圧倒的に少ない（日米比較）

	未成年人口 【18歳未満】	児童精神科医数			
		未成年10万人あたり 児童精神科医数	港区だったら？ 【未成年人口4万人】	児童精神科医1人あたり 未成年人口	
	(百万人)	(人)	(人)	(人)	(千人)
米国	74	10,597	14	6	7
日本	18	525	3	1	34

下記資料より塩崎恭久事務所にて作成

米国は日本の約5倍！
それでも米国児童青年精神医学会は
「まだ足りない」と訴えている。

●日本 医師数：2023年、未成年人口：2021年
 出典：日本児童青年精神医学会認定医、総務省統計局

●米国 医師数：2022年、未成年人口：2019年
 出典：The American Academy of Child and Adolescent Psychiatry

●発育途上の「子ども的一天」と、
成熟した「大人的一天」の重みは、全く異なる。

●大人は、「今日も明日も殆ど同じ」だが、
子どもの「明日は今日とは全く違う」。

●「子どもの1年」は、「大人の10年」にも匹敵。

●「大人は待っても大差ない」が、「子どもは待てない」。



子どもには、スピードこそ決定的に重要。